

## 相模原市営霊園の指定管理者を選考するための評価基準

## 相模原市営霊園における評価基準

相模原市営霊園の評価は次のとおりです。・・・の委員 5 名の評価得点を合計して、もっとも高い得点だった法人その他の団体が指定管理者候補団体として選考されます。

## 事業計画

	評価の視点	評価	得点	配点	主な評価資料
1	管理運営に対する基本方針等 (S: 4点、A: 3点、B: 2点、C: 0点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・霊園の性格(公衆衛生の向上及び市民の福祉の増進、公共性・非営利性の確保)を踏まえた適切な管理運営方針となっているか。</li> <li>・指定管理者となる意義や責務を認識しているか。</li> </ul>	S・A・B・C		/ 4	・事業計画書(ア 管理運営に対する基本方針等)
2	施設等の維持管理の計画・内容 (S: 12点、A: 9点、B: 6点、C: 0点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な維持管理について、施設の機能を維持するのに十分な計画となっているか。</li> <li>・定期的な維持管理(法定点検、自主点検等)について、施設の機能を維持するのに十分な計画となっているか。</li> <li>・樹木や芝生の持つ機能や効用の維持と安全性を確保するための、剪定、伐採、頭詰め等の育成管理について年度計画が示され、その内容が適切か。</li> <li>・施設や設備の修繕計画等の取組みが示されているか。</li> </ul>	S・A・B・C		/ 12	・事業計画書(イ 施設等の維持管理の計画・内容)
3	年間事業計画の理念・内容 (S: 8点、A: 6点、B: 4点、C: 0点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間事業計画の理念や内容が施設の設置目的や市の施策に合致しているか。</li> <li>・年間事業計画の理念や内容が、霊園の性格(公衆衛生の向上及び市民の福祉の増進、公共性・非営利性の確保)を踏まえたものとなっているか。</li> <li>・成果指標に対する各年度の目標値は明確かつ合理的なものとなっているか。</li> <li>・施設や計画されている事業が広く周知されるような取組(広報媒体の活用、ホームページの作成等)の提案がされているか。</li> </ul>	S・A・B・C		/ 8	・事業計画書(ウ 年間事業計画の理念・内容)
4	利用者サービス水準の確保及び向上 (S: 12点、A: 9点、B: 6点、C: 0点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者サービス水準の確保に対する方針が示され、その内容が平等利用や公共施設として問題ないものであるか。</li> <li>・利用料金は、利用区分及び金額が適切か。</li> <li>・墓参者以外の利用者増加の工夫がされているか。</li> <li>・利用者サービス向上の工夫がされているか。</li> <li>・墓地に関する専門的な資格、知識、経験を有する者が適切に配置される体制となっているか。</li> </ul>	S・A・B・C		/ 12	・事業計画書(エ 利用者サービス水準の確保及び向上)

5	団体独自の発想に基づく提案 (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主事業の目的や内容は利用者ニーズを踏まえた効果的なものか。</li> <li>・提案された事業を当該施設で実施する意義が明確か。また、その内容が霊園の性格(公衆衛生の向上及び市民の福祉の増進、公共性・非営利性の確保等)を踏まえた適切なものか。</li> </ul>	S・A・B・C	/8	・事業計画書(オ 団体独自の発送に基づく提案)
6	管理に必要な人員の配置 (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書の人員配置で安定した管理運営が可能か。</li> <li>・施設管理に関する専門的な資格、技術、経験を有する者が適切に配置される体制となっているか。</li> <li>・施設の巡視点検等が十分にできる体制となっているか。</li> <li>・人材確保に向けた適切な採用計画は示されているか。</li> </ul>	S・A・B・C	/8	・事業計画書(カ 管理に必要な人員の配置)
7	利用者満足度・利用者ニーズの把握 (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者満足度調査の手法の提案がされ、その手法は適切であるか。</li> <li>・利用者満足度調査以外の利用者ニーズの把握方法が提案されているか。</li> <li>・利用者からの相談、苦情等を受け付けて、迅速に対応するための窓口及び苦情等をサービス改善に反映する体制が整備されているか。</li> </ul>	S・A・B・C	/8	・事業計画書(キ 利用者満足度・利用者ニーズの把握)
8	地域活性化に資する取組 (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元雇用に配慮しているか。</li> <li>・地域の活性化につながる取組み又は霊園のイメージアップに資する取組みについて具体的に提案されているか。</li> <li>・再委託等に当たって、市内事業者等( )の活用がされているか。</li> </ul>	S・A・B・C	/8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書(ク 地域活性化に資する取組)</li> <li>・様式1(委託予定業務一覧)</li> <li>・様式3(障害者や高齢者、市民の雇用状況)</li> </ul>
				/68.0	

市内事業者等とは、市内事業者等とは市内業者、準市内業者、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約をすることができる団体(シルバー人材センター等)及び市内に所在する障害者優先調達推進法第2条第4項に定める障害者就労施設等をいう。

管理を行う能力

		評価の視点	評価	得点	配点	主な評価資料
9	申請団体の経営状況  (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点)	・団体の経営状況は、安定しているか。	S・A・B・C		/ 4	・決算資料 等
		・その施設を管理するに当たり、団体の資力は十分か。				
		・団体の規模に比して多額の借入金がないか。				
		・多額の投機的な支出がないか。				
		・財務書類等は、適切に作成されているか。				
10	組織・人員体制  (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点)	・指定管理者として有効に機能する組織体制・人員体制が構築されているか。	S・A・B・C		/ 4	・事業計画書(コ 組織・人員体制)
		・職員、従業員に対して必要な研修を適宜実施しているか。				
11	雇用及び労働条件  (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点)	・労働諸法の遵守がされているか。	S・A・B・C		/ 4	・事業計画書(サ 雇用及び労働条件) ・様式2(団体等の労働条件) ・様式3(障害者や高齢者、市民の雇用状況)
		・従業員の労働条件(労働時間、健康管理、ワーク・ライフ・バランスへの配慮等)は適切か。				
		・高齢者や女性の雇用に配慮しているか。				
12	申請団体の事業実績  (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点)	・過去に施設管理、事業の実施など類似する業務の実績があるか。	S・A・B・C		/ 4	・様式4(団体等の事業実績)
		・指定管理・管理委託等の実績はあるか。				
13	施設の安全、衛生管理等の体制  (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点)	・災害、事故、盗難等の発生時に迅速な対応ができる組織体制となっているか。	S・A・B・C		/ 4	・事業計画書(ス 施設の安全、衛生管理等の体制)
		・利用者の安全を確保することができる計画となっているか。				
		・衛生管理に対する取組が十分か。				
		・現金、書類等の管理方法が適切であるか。				
14	個人情報保護及び情報公開の体制  (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点)	・個人情報保護に関する関係法令を理解し、個人情報保護方針を定め、適正な個人情報保護体制が整備されているか。	S・A・B・C		/ 4	・事業計画書(セ 個人情報保護及び情報公開の体制) ・様式6(情報セキュリティ対策に関する書類)
		・取扱う個人情報の保管方法が適切であるか。				
		・情報セキュリティの確保に向けた取組が十分か。				
		・個人情報の漏洩防止の対策は適切か。また、万一漏洩した場合の対応は示されているか。				
15	公共性への取組  (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点)	・地域団体や自治体等と協働して実施した事業等の実績があるか。	S・A・B・C		/ 4	・事業計画書(ソ 公共性への取組)
		・企業活動としてのボランティアなど奉仕的な取組がされているか。				
16	法令等の遵守  (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点)	・法令遵守(コンプライアンス)の取組がされているか。	S・A・B・C		/ 4	・事業計画書(タ 法令等の遵守) ・様式3(障害者や高齢者、市民の雇用状況)
		・法定雇用障害者数の達成に向けた取組が十分か。				
				0	/ 32.0	

収支計画・経費的效果

		評価の視点	評価	得点	配点	主な評価資料
17	収支計画の妥当性 (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点)	・収入の見込は適切か。 ・経費の算出根拠が明確かつ妥当であるか。	S・A・B・C		/8	・事業計画書(事業計画に関する事項) ・様式5(収支予算書)
18	経費的效果	「指定管理料の削減」及び「利益の還元」の合計得点			/12	
	指定管理料の削減	[下記計算式により採点を行う] $(\text{上限額} - \text{提案額}) \div (\text{上限額} - \text{最低提案額}) \times \text{配点}$ 計算結果における小数点以下の端数は、四捨五入するものとする。 上限額と最低提案額との差が1%未満である場合は、全ての申請団体について、一律、配点の50%を得点とする。 「収支計画の妥当性」がC評価の提案については、計算式の算定基準から除外するとともに、その得点を0点とする。			(/8)	・様式5(収支予算書) 提案額のみ
	利益の還元	[下記の基準により採点を行う] 利益の還元に関する提案が無い又は具体性に欠けている。 : 1点 利益の還元方法が具体的に示されている。 : 2点 (利益の還元割合又は還元額が示されている場合については、想定される効果に応じて、更に2点まで加点することができる。)			(/4)	・事業計画書(利益の還元) 任意提案項目
				0	/20.0	

【 (18は除く) の評価の方法】

申請者の提案等が、評価の視点を満たしており、かつ、その内容が優れている。

申請者の提案等が、評価の視点を満たしている。

(評価)

S 評価項目における全ての評価の視点に「 」又は「 」がつき、かつ、「 」の数が当該評価項目の評価の視点の総数の3分の2以上である。

A 評価項目における全ての評価の視点に「 」又は「 」がつき、「 」の数が当該評価項目の評価の視点の総数の3分の2未満である。

B 全ての項目に「 」がつく( はない。 )。

C 「 」又は「 」がつかない項目がある。

指定管理者候補団体の最低基準点は、評価基準の評価の得点(選考委員5名の合計得点)が360点以上とする。ただし、評価項目に「C」の評価がある場合は、別途、指定管理者としての適格性について協議を指定管理者選考委員会において行う。